

--	--	--	--	--	--	--	--	--

新潟市ひまわりクラブ利用料免除申請書

(宛先) 新潟市長

年 月 日

郵便番号

申請者 住所 新潟市
(保護者) 氏名

電話番号

次の児童について、新潟市ひまわりクラブ利用料の免除を申請します。

フリガナ		男・女	入会クラブ名
児童名			ひまわりクラブ
生年月日	平成 年 月 日 (※ 歳)	学校及び学年	小学校 年
同一世帯における、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(平成20年4月2日～平成29年4月1日生まれ)のうち、上記児童の出生の順位			※ 人目

※ 入会時の状況をご記入ください。

市民税課税状況調査同意書

新潟市ひまわりクラブ利用料の免除に係る事務のため、その事務に従事する職員が令和4年度市民税課税状況を調査することに同意します。

保護者住所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ	(上記以外の□にレ印を記入した方のみ記入してください。)
	<input type="checkbox"/> 上記以外	郵便番号 新潟市
	<input type="checkbox"/> 児童と同一世帯 (児童と世帯が同一の場合は、□にレ印を記入してください。)	
フリガナ		
保護者氏名	(姓)	(名)
生年月日	昭和・平成	年 月 日

保護者住所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ	(上記以外の□にレ印を記入した方のみ記入してください。)
	<input type="checkbox"/> 上記以外	郵便番号 新潟市
	<input type="checkbox"/> 児童と同一世帯 (児童と世帯が同一の場合は、□にレ印を記入してください。)	
フリガナ		
保護者氏名	(姓)	(名)
生年月日	昭和・平成	年 月 日

注1 利用料免除申請書は、児童1人につき1枚ずつ提出してください。

2 利用料免除申請書には、裏面の別表の免除の理由の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる書類を添付してください。なお、令和4年1月1日現在、新潟市に住民票があった方については、市民税課税状況調査同意書の欄に記入することで前年度市民税課税証明書の添付を省略できます。

3 申請者が市民税課税状況調査に同意する場合は、市民税課税状況調査同意書の欄にも記入が必要です。

別表 免除の理由と免除額

免除の理由	利用料を免除する額（月額）			添付書類
	第1子	第2子	第3子以降	
児童の保護者が生活保護法による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者である場合	全額	全額	全額	生活保護受給証明書又は本人確認証
児童の保護者の前年度分の市町村民税が非課税である場合	6, 100円	7, 250円	全額	前年度市町村民税課税証明書
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額（保護者が2人いる場合については、所得割に準じて算出した額の合計額とする。以下同じ。）が48, 600円未満である場合	4, 950円	6, 700円	全額	
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が48, 600円以上97, 000円未満である場合	3, 800円	6, 100円	全額	
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が97, 000円以上140, 000円未満である場合	2, 850円	5, 650円	全額	
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が140, 000円以上235, 000円未満である場合	1, 900円	5, 150円	全額	
児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額が235, 000円以上336, 000円未満である場合	950円	4, 700円	全額	
その他市長が特に必要と認める場合	その都度市長が定める額			

備考

- 「保護者」とは、親権を行う父又は母、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするものをいいます。ただし、親権を行う父及び母がともに子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その父及び母をともに保護者とします。
- 「市町村民税の所得割に準じて算出した額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法328条の規定による所得割を除く。）であって、地方税法第314条の3の規定により定める率を100分の6として算出した額とする。ただし、当該所得割の賦課期日において市外に住所を有する者については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とします。
 - 地方税法第314条の3に規定する市の区域内に住所を有する者 平成29年度分の所得割の額を算出するための率を用いて算出した額に相当する額
 - 前号に掲げる者以外の者 当該年度の所得割の額
- 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧地方税法」といいます。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」といいます。）がある場合は、当該扶養親族の数にかかわらず、市町村民税の所得割に準じて算出した額から21, 300円を控除して得た額をこの表に規定する市町村民税の所得割に準じて算出した額とします。
- この表の適用においては、同一世帯における15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、その出生の早いものから順次に数えて第1子については「第1子」の、第2子については「第2子」の、第3子以降の子については「第3子以降」の区分を用います。